

国体成年選手強化事業・トップアスリート育成強化事業補助金の会計処理

Q & A

※下線部分が今回改正した部分です。

平成 25 年 7 月 1 日

平成 25 年 11 月 25 日改正

平成 26 年 7 月 7 日改正

【日帰り練習会・県内合宿・県外合宿】

Q 1 日帰り練習会又は県内合宿を行う場合、交通費を一律定額支給（例：住所から会場までの実費に関わらず一律 1,000 円支給）することは可能か。

A 1 領収証に基づく実費支給が原則です。一律定額支給する場合においても、バス等の公共交通機関が発行した領収証は必要です。また、一律定額支給の場合、支給額について、あらかじめ競技団体において適正額を定めておくことが必要です。

Q 2 平成 26 年度から旅費支給明細表（支払証明書）が廃止されたが、路線バス等、領収証を徴することが困難な場合は、ICカード乗車券（パスピー等）の利用履歴書を領収証の代わりに支出の証拠資料とすることは可能か。

A 2 路線バス等、領収証を徴することが困難な場合に限り、ICカード乗車券（パスピー等）の利用履歴書を領収証の代わりに支出の証拠資料とすることは可能です。補助金はすべて県民の貴重な税金で賄われているものであり、支出の根拠資料として担保がとれることが必要です。

Q 3 県外合宿において、宿泊場所から会場まで、バス等の公共交通機関を利用した場合、必ず領収証が必要か。

A 3 必要です。領収証の考え方については A 2 のとおりです。

Q 4 自家用車利用の場合は、補助対象となるのか。

A 4 補助対象となります。補助する場合は、それに要したガソリン代等を補助対象とします。この場合、ガソリン代は、使用開始前の満タンの状況から、使用後の満タンの状況（＝使用したガソリン量）の領収証、高速代の領収証などが必要です。

【県外チーム招待】

Q 5 県外チームを招待する際、県外チームに対し、必要経費として一括した金額を支払ってもよいか。その際、領収証は県外チームの発行するもので足りるか。

A 5 県外チーム招待は、補助限度額以内であれば県外チームに対して一括支給し

て良いというものではなく、事業を実施する競技団体が県外チームの交通費と宿泊費（いずれも実費）を支払うことを想定しており、当然ながら公共交通機関の発行する領収証及び宿泊施設の発行する領収証を徴する必要があります。

例外事例 県外チームの宿泊費7,000円/人/泊のうち、補助金充当額3,000円/人/泊で、差4,000円は県外チームが負担しており、領収証が県外チーム宛で発行されている場合

⇒ 上記のような場合に限り、「宿泊施設の発行する領収証の写し」と「県外チーム責任者の発行する領収証」を徴して支出証拠書類として整理してください。

【トップコーチ招へい・ドクター配置, トレーナー配置】

Q 6 トップコーチ招へい・ドクター配置, トレーナー配置を実施した際、交通費・宿泊費はトップコーチ, ドクター又はトレーナー個人の発行する領収証で良いか。

A 6 不可です。いずれの事業においても、公共交通機関の発行する領収証及び宿泊施設の発行する領収証を徴する必要があります。

【ドクター配置, トレーナー配置】

Q 7 ドクター配置, トレーナー配置を国体ブロック大会・国体本大会において実施して良いか。

A 7 国体ブロック大会・本大会の帯同ドクター, 帯同トレーナーは、国体のドクター・トレーナー帯同事業として、交通費, 宿泊費, 日当を支給しているため、当然のことながら、重複して補助金を充当することはできません。

また、国体ブロック大会・国体本大会期間中に限り、国体のドクター・トレーナー帯同事業とは別のドクター・トレーナーを加えて配置する場合、国体のドクター・トレーナー帯同事業を準用し、謝金の補助限度額が2,600円/日となることに留意してください。

【共通（日帰り練習会を除く）】

Q 8 コンビニエンスストアやスーパーマーケットで弁当を購入した場合、手書きの領収証を徴する必要があるか。

A 8 コンビニエンスストアやスーパーマーケットでは、弁当以外の物品等も販売しているため、手書きの領収証ではなく、購入品目が明記されているレジで発行されるレシートを徴してください。

Q 9 食事をコンビニエンスストアやスーパーマーケットで調達した場合、補助金対象の食費として認められる品目はどのようなものか。

A 9 本来、朝食・昼食・夕食に該当する食事（主食）に要する経費を想定してい

ることから、補助対象の品目は、弁当、むすび、パン、サンドイッチ、惣菜、サラダ等です。菓子、デザート、栄養補助食品等の間食は、補助対象外なので留意してください。

ただし、減量等による食事制限がある場合などには、栄養補助食品等をケース・バイ・ケースで判断することとします。

飲料については、食事に付随するものは補助対象としますが、アルコール類や朝食、昼食、夕食時以外に摂取する場合の飲料は補助対象外なので留意してください。